

## 文化3年2月7日の手紙



半兵衛の墓は私有地にあり、平井の庄屋太右衛門と年寄新右衛門は、竹中家からの金子をあてて地所の買いうけを交渉しましたが、地主にことわれました。そこで石灯籠を設置する場所も予定変更となり、10間ほど西寄りの村有地にしたいが、良いだろうか、と、神田弥五兵衛に前年、相談の手紙を出しました。

弥五兵衛からの返事が以下の手紙で、委細承知したと了解しています。また、石灯籠はぜひ建てたいが急ぐものではない、約束の金は近く届けるとも書き記しています。

一筆致啓達候。先以爾今余寒候得共、弥無御障、可為御勤、珍重存候。然者、

旧冬十二月二日為御報御状、同十二日此表相達、今拝見候。弥以無御障御様子、年々珍重御事御座候。

且又先達而御心配被下候、場所買取之儀地主懸合被下候処、地料申請候而讓候儀

難相成旨ニ而得心無之、右ニ付石灯籠之儀も御延被置候。随而凡十間斗西脇

寄、惣村地所有之候。右之所へ灯籠建、其場所より拝礼致候而ハ如何可有之哉之旨、

為御相談被御申聞候。右場所隔候而も不苦存候ハハ早々御申付可被下候間、

右御報可得御意旨御紙面之趣、委細致承知候。往昔より是迄、打捨置候得者、買請候

こと不<sup>もうすにおよばず</sup>及<sup>そうらえば</sup>申、地主所持之場所ニ有之候得者、相讓候儀も難相成由、奇特之被申方、

不<sup>あさからず</sup>浅<sup>もうしのぶべきのところ</sup>存候。去秋罷出候節も地主方へも及面会挨拶も可申述之<sup>もうしのぶべきのところ</sup>処、御取込中之儀、其

上帰足も差急<sup>そのぎあたはず</sup>キ不能其儀、其段ハ不本意ニ罷成候。重<sup>かさねて</sup>而罷出候節ハ何れ挨拶も可申心得

ニハ兼而罷在候。地主方へも宜<sup>かねて</sup>御申成被<sup>よろしくおもうしなしくだされたく</sup>下度候。灯籠<sup>とて</sup>迎も<sup>いたしたき</sup>建立致<sup>て</sup>度趣、急ニ而得

御意候義ニも無<sup>これなく</sup>之、是迄之通ニ而も不<sup>くるしからず</sup>苦候。

はばかりながら  
乍 憚、従是得御意置候通、<sup>しょうぶんながら</sup>乍 少 分、其御村方へ指出候金子之儀者、何分ニも当年  
へ至、<sup>かねて</sup>兼而得御意候通、可致近達候間、左様御承知置<sup>くださるべく</sup>可 被 下 候。<sup>かれこれ</sup>彼 是 御案内之御世話相  
懸、此段ハ気毒存候。<sup>ごようしゃ</sup>御用捨可被下候。右為御再答、<sup>かくのごとくに</sup>若 此 御座候。<sup>なおこういんを</sup>猶期后音、<sup>ぎよいをうべく</sup>可得御意  
候。恐惶謹言

神田弥五兵衛

二月七日

登啓花押

太右衛門様

新右衛門様

人々御中

※『神戸史談 223号』ではこの書状を文化4年としていますが、後に発表された『東播新聞 昭和42年5月28日付』では、文化3年に修正しています。